

「指定訪問看護」重要事項説明書

令和 6 年 11 月 27 日現在

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 M. I.
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市岩曾町 1353-27
代表者名	代表取締役 荒川 和希
電話番号	080-4805-1259

2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	さくら訪問看護ステーション cocoa
施設の所在地	栃木県さくら市櫻野 952-2 サクラレジデンス 102 号室
サテライトの名称	大田原訪問看護ステーション cocoa
サテライト所在地	栃木県大田原市薄葉 2229-2 エストレージャ大田原 203 号室
開設年月	令和 5 年 4 月 1 日
介護保険事業所番号	0971400460
管理者の氏名	荒川和希
サービス提供実施地域	宇都宮市、さくら市、高根沢町、矢板市、塩谷町 那須塩原市、大田原市
電話番号	028-678-3171
FAX 番号	028-678-3172

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態と認定されたご契約者にたいして、看護のサービスを提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	24 時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) ご利用事業所の職員体制 (令和6年11月27日現在)

職 種	従事する業務内容	人 員		
		常勤	非常勤	計
管 理	職員管理業務等	1名		1名
看 護	サービス利用の受付	7名	4名	11名
理学療法士	訪問看護計画の作成	1名	1名	2名
作業療法士	訪問看護サービスの提供	2名	0名	0名
言語聴覚士		0名	0名	0名

(4) サービス提供日時

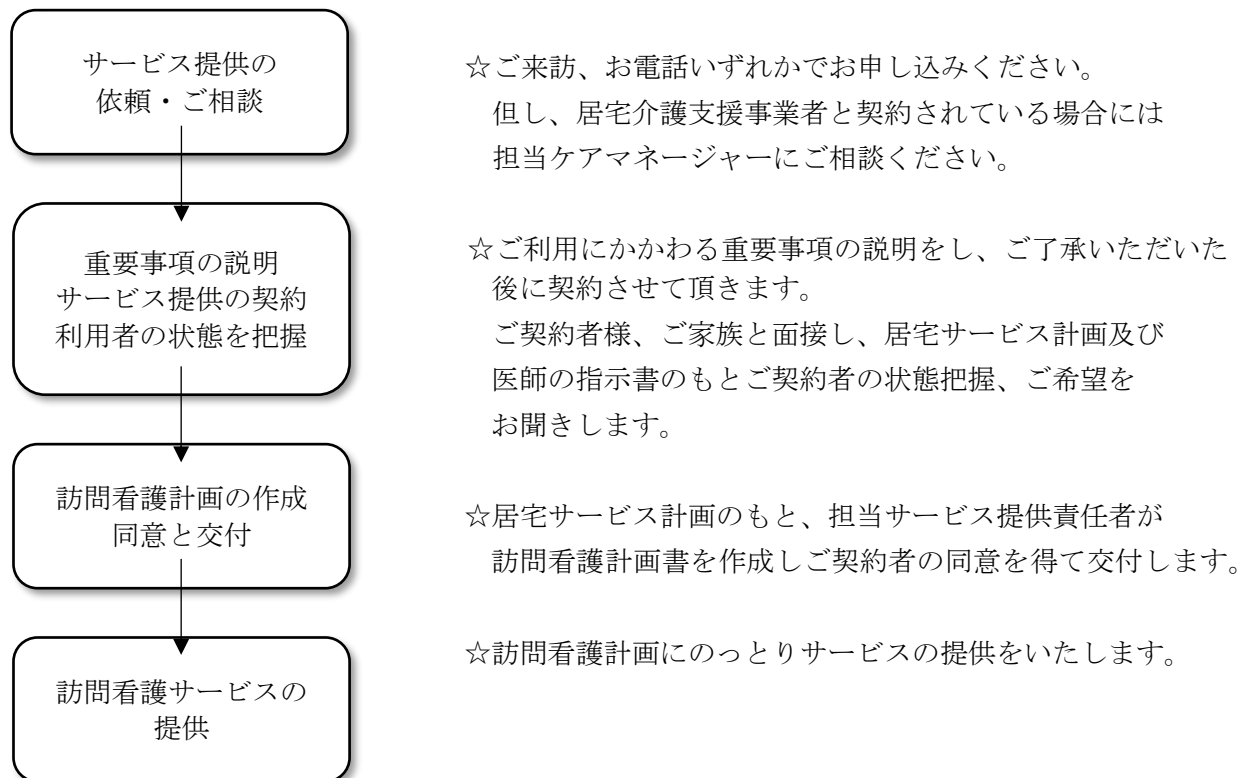
サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前8時30分から 午後5時30分まで
休業日	土・日・祝祭日・12月30日から1月4日は休み

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して

24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ (契約書第3条)



(2) サービスの終了（契約書第 19 条）

ご契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7 日以上の予告期間を持って届出ることにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の急変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の 1 週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

4. 利用料金

- (1) 利用料（契約書第 9 条）介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の 1 割～3 割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

要支援、要介護、医療保険使用により負担額が異なります。

【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション 料金表

(介護)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	314	3,205円	321円	641円	962円
	30分未満	471	4,808円	481円	962円	1,443円
	30分以上1時間未満	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	294	3,001円	301円	601円	901円
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護サービスと連携して訪問看護 を行う場合	1月につき	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 1回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月につき	150	1,531円	154円	307円	460円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,552円	256円	511円	766円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	550	5,615円	562円	1,123円	1,685円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	200	2,042円	205円	409円	613円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し 訪問看護を行う場合(1月につき)	50	510円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し 訪問看護を行う場合(1月につき)	25	255円	26円	51円	77円

【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション 料金表
(介護予防)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	303	3,093円	310円	619円	928円
	30分未満	451	4,604円	461円	921円	1,382円
	30分以上1時間未満	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	2,899円	290円	580円	870円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 1回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,021円	103円	205円	307円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円

各種加算

表 1 緊急時訪問看護加算

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

表 2 特別管理加算

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

表 3 ターミナルケア加算

在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍、その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合に算定します。

（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）

表 4 訪問看護初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

表 5 退院時共同指導加算

入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

表6 看護・介護職員連携強化加算

たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。

表7 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。尚、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

表8 看護提供体制強化加算

訪問看護・介護予防訪問看護において、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に算定する加算となります。(令和5年度実績により令和6年5月より算定開始)

医療保険利用

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1~3割)により、算定いたします。

◎介護保険から医療保険への適応保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適応保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合(※以下のものが当てはまります)

- ①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋委縮性軸索硬化症 ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥ハンチントン病 ⑦進行性筋ジストロフィー
- ⑧パーキンソン関連疾患(進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホーエンヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る)
- ⑨多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症およびシャイ・ドレガー症候群)
- ⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎 ⑫ライソゾーム病 ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋委縮症 ⑮球脊髄性筋委縮症 ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰後天性免疫不全症候群 ⑱脊髄損傷 ⑲人工呼吸器を使用している状態のもの

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合(いずれも主治医が判断します。)

※状態の急激な増悪

※退院直後の14日間など

【医療保険】訪問看護 料金表
訪問看護基本療養費／加算

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師(※)の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合(週3日目まで)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合(週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師(※)との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／訪問者3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合□		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費／加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 1月につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合□	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算（月に1回ご請求）

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円

ベースアップ評価料（月に1回ご請求）

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円	78円	156円	234円
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）		0円	0円	0円	0円

【医療保険-精神】訪問看護料金表(医療保険)

精神科訪問看護基本療養費／加算

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日まで／1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以上／1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日以上／1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日まで／1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以上／1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日以上／1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満(週3日目まで)	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満(週4日目以降)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満(週4日目以降)	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満(週4日目以降)	4,720円	472円	944円	1,416円
同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満(週3日目まで)	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
		30分未満(週4日目以降)	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満(週4日目以降)	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満(週4日目以降)	2,360円	236円	472円	708円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
入院時の外泊時の訪問		8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
精神科緊急訪問看護加算		月14日 目まで		2,650円	265円	530円	795円
		月15日 目以降		2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算		1回につき		5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)				2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)				4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下		4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物2人以下		8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円

訪問看護管理療養費／加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合		7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	1月につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合□	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算（月に1回ご請求）

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円

ベースアップ評価料（月に1回ご請求）

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円	78円	156円	234円
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）		0円	0円	0円	0円

※1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

※2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます

- ① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯の時は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。（月の2回目以降より加算）
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

- ③ さくら市の地域単価は基本単価 10 円に対し訪問看護は 10.21 円です。
- ④ ご契約者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。
- ⑤ 利用者の居宅でのサービスを提供するために使用する光熱費等の費用は利用者のご負担となります。
- ⑥ 訪問看護指示書料金について主治医の医療機関に支払いが発生しますのでご了承ください。

※基本利用料金は、厚生労働省が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、新しい基本利用料金を書面でお知らせします。

(2) 交通費（契約書第 9 条）

- ・ 当事業所のサービス提供実施地域の場合は無料です。
- ・ 当事業所のサービス提供実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費また、自動車を利用した場合は次の金額を請求させていただきます。いずれの場合もご契約者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	10 km以上 15 km未満	15 km以上
	200 円（1 回につき）	5 km増すごとに 50 円加算

(3) 料金の請求及びお支払方法（契約書第 9 条）

利用料・その他費用の請求方法	・ 毎月 15 日前後の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	・ 「自動引落とし」とさせて頂いておりますので、手続きをお願い致します。 ・ 毎月 27 日に引落としさせていただきます。 ・ 27 日に引落としが出来ない場合は、翌月の 6 日に再引落としさせていただきます。
	・ 現金にてお支払いを希望される場合は、集金袋を用意いたしますので、おつりが無い様準備の上、請求月末日までにお支払い下さい。
領収書の発行	・ 「自動引落とし」の領収書は翌月の 10 日以降に発行致します。 ・ 「自動引落とし」領収日は引落とし完了日となります。
	・ おつりがある場合は、おつりと領収書を後日お届けします。

【お振込口座】

鳥山信用金庫 氏家支店 普通：1079313 カ) エムアイ

(4) 利用の中止、変更、追加及びキャンセル料（契約書第 10 条）

- ① ご契約者の都合によりサービスを中止・変更される場合は、 サービスの実施日の**前日午後 5 時半まで**に事業者申し出て下さい。
- ② ご連絡が上記期日を過ぎた場合、または無断キャンセルの場合は、以下のキャンセル料を申し受けます。これは、既に確保したスタッフの人員配置および移動にかかる費用（機会損失分）として請求するものです。

キャンセルのタイミング	キャンセル料（税込）
利用日 前日の午後 5 時半まで	無料
利用日 前日の午後 5 時半以降 ～ 訪問看護師の出発前	3, 000 円
訪問看護師が事業所を出発した後 （不在で連絡がつかない場合を含む）	5, 500 円 + 交通費実費 （※30 分未満の訪問看護費 10 割相当額）

- ③ ただし、ご契約者の病状の急変（緊急入院等）、天災など、やむを得ない事情があると事業者が認めた場合は、キャンセル料はいただきません。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

- (1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険から利用者に払い戻されます。（償還払い）
但し 「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。
- (2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。
- (3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う訪問看護師サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。
- (2) 訪問看護師の交替（契約書第 7 条）
 - ① ご契約者からの交替の申し出選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。
 - ② 事業者からの訪問看護師の交替
事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。
訪問看護師を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第 8 条）

- ① 定められた業務以外の禁止 ご契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- ③ 備品等の使用
サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師の禁止行為（契約書第 15 条）

訪問看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
- ② ご契約者のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

7. 緊急時の対応（契約書第 13 条）

サービスの提供中にご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先に連絡いたします。

8. 災害・感染症発生時における業務継続（BCP）について

- ① 当事業所は、自然災害や感染症の発生時においても、必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。
- ② 非常時においては、ご契約者の生命確保を最優先とし、以下の対応をとる場合があります。

- ・ 訪問日時の変更、短縮、または訪問の中止
- ・ 担当職員以外の訪問、または他事業所との連携による訪問
- ・ 緊急性が低いサービス（入浴や清潔ケア等の介護業務）の縮小・延期

9. 虐待防止及び身体拘束等の適正化 当事業所は、ご契約者の人権擁護のため、虐待防止委員会を開催し、指針の整備や研修を実施しています。また、生命を守る緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

10. ハラスメント行為への対応 職員の安全確保のため、ご契約者等によるハラスメント行為（身体的・精神的暴力、セクハラ、過剰な要求等）があった場合、サービスの停止や契約解除を行うことがあります。

1 1. サービスに関する相談・要望・苦情申立（契約書第 23 条）

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

さくら訪問看護ステーション cocoa	担当者 富塚 勇樹 (月曜日～金曜日) 午前 8:30～午後 5:30 T E L 028-678-3171 F A X 028-678-3172
------------------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付

栃木県高齢対策課	地域支援担当 Tel028-623-3148
栃木県国民健康保険団体 連合会	介護福祉課苦情相談窓口 Tel028-643-2220
さくら市健康福祉部	高齢課 介護保険係 Tel028-681-1155

年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

住 所 栃木県さくら市櫻野 952-2 サクラレジデンス 102 号室
事業者 株式会社 M. I. さくら訪問看護ステーション cocoa

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所

_____ 氏 名 _____ 印

代理人（代理人を選定した場合） 住 所

_____ 氏 名 _____ 印

